

～介護保険の現場から～

「デイサービスNAKAGAWA」
(宮城県仙台市) 代表取締役 中川 裕章 氏



代表取締役 中川 裕章 氏

Q.現在の事業についてご説明ください。

当グループは、部分医療、福祉、美容、住まいの各分野をもって総合的に実践しています。部分医療では、接骨院・鍼灸マッサージ院・訪問マッサージ院、福祉に関してはデイサービスが2店舗、美容ではエステ、住まいは、高齢者専用賃貸住宅を運営しています。

グループの理念としましては、看とりまで含めて、地域の方が安心して生活できるようなサービスを提供できることを目標としています。

Q.介護予防のデイサービスを開設しようとしたきっかけは？

私は2代目として、父の創業から35年目になります。現在、

伯父が継承している接骨院は、祖父が昭和32年に開業されて、今年で56年になります。半世紀を超えた歴史の中に当院があるとと言っても過言ではないと思っています。

父は、その歴史の中で培われてきたノウハウの活路の一つとして、社会の流れとニーズに応えることを決意し、福祉事業の参入を検討していました。しかしながら本業にとらわれ容易に進めることができず、そこで私に学生時代後半からインターンにおいて、福祉事業を学ぶようにと託されていました。

実家に帰り父とともに当院の2代目として仕事を手伝う傍ら、私が福祉の勉強している姿を見て、父から「今日まで学んできた福祉事業参入を、やる気があるのならやってみなさい！」と背中を押された事が、一番のきっかけです。

それから本格的に、NPO介護予防研究会に入会しながら介護保険を勉強し、介護予防の現場で柔道整復師の専門性が地域の資源として必ず社会に役に立つと決意して開設に踏み切りました。

スタート時の苦労といえば、当時、介護保険制度やケアマネジメントに関する知識が独学で

の私にはまったく不足していたことです。行政の福祉事業に関する考え方もさることながら、福祉に関する専門用語さえ十分に分かっていないことに気づかされ必死に勉強しました。

経営に関しては、分院立ち上げから接骨院の運営に携わっていたこともあって、経営や従業員教育においては特別大きな違いと言うのは有りませんでした。しかしながら、介護事業は、接骨院と違い、自費の収入がないので、いかに早く利用者を増やし、利益をあげられるかを真剣に悩みました。

また、当事業所開設の広報として、ケアマネジャーや地域包括支援センターには、機能訓練に特化して「医療保険後のリハビリの受け皿」、「在宅に戻って早期リハビリや自立をする受け皿」、「要介護にならない予防をするための受け皿」になるデイサービスということを積極的な広報に努めました。

また、自分自身も状況が許す限りあらゆる勉強会に参加して、諸先輩方の業務を理解するように努めました。

現在は、医療の現場で行っているリハビリテーションを、柔道整復師が福祉や介護現場でもできるようにすることを目指してやっ

ています。

Q.仙台市で開業されているので震災の影響などはありましたか？

平成21年の9月1日に開所し、翌年の3月11日に、東日本大震災がありました。本来なら契約者を増やさなければならない重要な時期でしたが、震災の影響で契約者が伸び悩み、結局、経営が軌道にのるまで1年ぐらいかかりました。その後、落ち着いてからは、契約者がどんどん増えて、定員を10名から15名まで増やしたところですが、現在の稼働率は70%ぐらいです。幸い、私の事業所は、仙台市の中心に近いところであったため、津波の影響がなかったのですが、電気、水道、ガスなどのライフラインが全く使えない状況がしばらく続きました。とくにガソリンが全くなかったことが大きく、送迎にとっては致命的で、震災直後の2ヶ月間は休業状態でした。その間は、近くの避難所区域に対して、接骨院ボランティア宮城、医療救護ボランティア活動として震災被災者の救護活動に奔走していました。しかしながら当時のことは、あまりに衝撃的で目まぐるしく、よく覚えてないのが実情です。

Q.柔道整復師だから出来るデイサービスとはなんですか？

機能訓練指導員は様々な資格でなれますが、「治す」資格は柔道整復師だけです。介護予防において、二次予防対象者や要支援者を増やさないためには、運動器疾患の高齢者

を確実に治すことが重要です。

柔道整復師は、骨折、脱臼、捻挫、打撲、挫傷と言った外傷並びに軟部組織における急性、亜急性、反復性による負傷や障害に対して、保存的治療を業とした部分医療を担う部分医療行為者です。国家資格者として科学に裏付けられたその治療技術や後療における機能回復技術は、デイサービス現場においても最も発揮され、利用者を「治す」につなげることができます。介護予防は柔道整復師の最たる役割だと認識して、この事業に真摯に取り組んでいます。

Q.宮城県で初めて基準該当で障害者の機能訓練デイサービスを開設しましたが、その経緯について教えてください。

障害者自立支援法における障害福祉サービスのひとつである自立訓練には、生活訓練と機能訓練があり、生活訓練は精神障害者や知的障害者のデイサービスをいい、機能訓練は主に身体障害者のデイサービスをいいます。既存の障害福祉サービスの多くは、知的障害者などの生活訓練と就労支援が一体的に行われています。

しかしながら、経営的には知的や精神の障害者を対象とした方が安定しますが、機能訓練に関しては生活訓練とファジーになっており、身体障害者の機能訓練に特化した施設はとて少ないのが現状です。

それでは、何が宮城県で初めてかと言うと、障害者自立支援法には基準該当で介護保険



デイサービス東口

のデイサービスを障害者も一緒に利用できるという条文がありますが、全国的にもほとんど行われていないのが現状です。そこで、この基準該当の自立訓練を私のデイサービスで提供できないものかと、仙台市障害福祉担当課に面接に行きました。

面接の結果、担当者に当施設の機能訓練サービスに関する目的ならびに方針を高く評価していただくことができました。たまたまなのですが、平成24年4月から県から仙台市に基準該当の障害福祉サービスの裁量権が移行し、仙台市は普及を図るため基準や条件を緩和されていたと言うことです。

具体的には、本来、自立訓練には人員基準としてサービス管理責任者や理学療法士などの配置が必要としますが、定員15名程度のデイサービスの基準で介護保険法の人員基準を満たしていれば指定を出しても良い事になりました。

したがって、この基準該当の指定による機能訓練に特化した障害福祉サービスは、宮城県では当施設が第1号と言うことになりました。

なぜ、自立支援法の事業を行おうと思ったかと言いますと、私の接骨院に来院している患者さ

んの中に、身体障害者の方が何人かおられました。65歳以上の方ですと、併設の機能訓練型デイサービスに申請代行を含めて利用を促すことができるものの、64歳までの障害者の方は、特定疾患がないと介護保険サービスは利用できません。所得のある方は自費でデイサービスを利用することもできますが、所得の低い障害者の方は難しい。そこで障害福祉サービスの指定をうけることで、各制度に沿ってしっかり安心したサービスを提供できると考えました。実際、指定をされてから1カ月経ちましたが、すでに3名の方がご利用されています。

【取材後記】

中川先生は柔道整復師が参入できる分野が医療保険や介護保険だけでなく、障害福祉サービスもあることを実践で証明されました。障害者自立支援法のサービスに果敢に挑戦したことに敬意を表したいです。面白いの

は、基準該当を利用して障害者の自立訓練(機能訓練)デイサービスを「柔道整復師」が第1号で開設したことです。

平成25年4月より、障害者総合支援法となり、難病も含めた障害者が使いやすい制度に変わります。障害者は全国に700万人もあり、64歳未満の身体障害者だけでも140万人います。多くの方たちが医療保険と介護保険のはざまで、機能訓練やリハビリが十分に受けられておりません。ここにも柔道整復師の活躍の場があります。障害福祉サービスの機能訓練(自立訓練)は、単独でも事業所運営ができますが、指定の基準が厳しく、小規模デイサービスよりハードルが高いといえます。基準該当という方法で、介護保険のデイサービスに障害者も利用できるようになったのは、平成18年の自立支援法が出来てからです。これは「富山方式」といって富山県に高齢者も障害者も児童も一緒に過ごすデイサービス



Red cordを利用した機能訓練風景

があつて、介護保険が始まった当初から話題になっていました。厚生労働省は、平成18年に基準該当で「富山方式」を取り入れてもいいとしましたが、都道府県や市町村の壁が厚くほとんど普及していませんでした。しかし、地方分権の流れで市町村に権限が移譲されるようになり、この基準該当も広がりを見せつつあります。柔整師が障害福祉サービスに参入することが出来るかもしれません。そのためにも柔道整復師は、もっと障害者福祉を勉強する必要があるでしょう。

(文責:佐藤 司)